

令和5年

上尾市教育委員会7月定例会
議案資料

目 次

議案第 3 5 号 資料	1
--------------------	---

令和5年度上尾市学校給食費の変更について

【小学校】

	改正案 (令和5年8月～令和6年3月)	現行 (令和5年度)
児童	児童の学校給食費は、現行と変更なし (国の交付金を活用するため)	月額／4,300円(4～7月、10～3月) 5,300円(9月) ※8月の3日分を含める 年額／48,300円 徴収・返金のための1食単価 270円
教職員等	月額／4,800円(10～3月) 5,700円(9月) ※8月の3日分を含める 年額／51,700円 徴収・返金のための1食単価 300円	月額／4,300円(4～7月、10～3月) 5,300円(9月) ※8月の3日分を含める 年額／48,300円 徴収・返金のための1食単価 270円

【中学校】

	改正案 (令和5年8月～令和6年3月)	現行 (令和5年度)
生徒	生徒の学校給食費は、現行と変更なし (国の交付金を活用するため)	月額／5,200円(4～7月、10～3月) 6,440円(9月) ※8月の4日分を含める 年額／58,440円 徴収・返金のための1食単価 310円
教職員等	月額／5,710円(10～3月) 7,110円(9月) ※8月の4日分を含める 年額／62,170円 徴収・返金のための1食単価 350円	月額／5,200円(4～7月、10～3月) 6,440円(9月) ※8月の4日分を含める 年額／58,440円 徴収・返金のための1食単価 310円

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市学校給食実施規則

(令和5年上尾市教育委員会規則第4号)

【改正要旨】

- 1、令和5年8月から令和6年3月までに限り、学校給食費負担者（児童生徒の保護者を除く）に徴収する額を臨時的にそれぞれ引き上げるもの。（附則第5項、第6項関連）
- 2、給食の停止及び再開については、学校給食費負担者の届出に基づき行う規定に加え、必要と認める場合には、教育委員会が行うことができるように規定を改めるほか、規定の整理を行うもの。（第2条、第7条関連）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 上尾市立学校設置条例（昭和39年上尾市条例第11号）第2条に規定する小学校（~~第4号及び第5条第1項から第3項までにおいて以下~~「小学校」という。）及び中学校（上尾市立東中学校向原分校を除く。~~同号及び第5条第1項から第3項までにおいて以下~~「中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食その他市立学校において実施される給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。~~第4条第1項及び第9条第1項において以下~~同じ。）その他学校給食を受ける者（小学校に在学する児童及び中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）を除く。）をいう。

(学校給食の停止及び再開)

第7条 学校給食費負担者は、次のいずれかに該当するときは、上尾市学校給食停止（再開）届（第1号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 死亡、転出等を理由として学校給食を受けることができないとき。
- (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
- (3) 傷病からの回復等を理由として次項の規定により停止した学校給食の再開を希望するとき。

2 教育委員会は、前項（第3号を除く。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を停止するものとする。

3 教育委員会は、第1項（第3号に限る。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を再開するものとする。

4 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、必要と認めるときは、第3条第1項に規定する者について、学校給食を停止し、又は停止した学校給食を再開することができる。

附 則

(学校給食費の額の特例)

5 小学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る

学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第1号及び第3項第1号の規定の適用については、同条第1項第1号中「4,300円」とあるのは「4,800円」と、「5,300円」とあるのは「5,700円」と、同条第3項第1号中「270円」とあるのは「300円」とする。

- 6 中学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和5年8月から令和6年3月までの月分に係る学校給食費を徴収する場合における第5条第1項第2号及び第3項第2号の規定の適用については、同条第1項第2号中「5,200円」とあるのは「5,710円」と、「6,440円」とあるのは「7,110円」と、同条第3項第2号中「310円」とあるのは「350円」とする。